

2022年12月21日 全7頁

令和5年度与党税制改正大綱解説—NISA NISA 抜本的拡充は資産所得倍増を 実現しうる内容

年間・累計の限度額は海外制度と比較しても遜色ない水準

金融調査部 研究員 藤原 翼
主任研究員 是枝俊悟

[要約]

- 2022年12月16日に自由民主党・公明党は「令和5年度与党税制改正大綱」（以下、大綱）を取りまとめた。大綱では、NISAの抜本的拡充の全容が明らかとなった。
- 改正後のNISAの主なポイントとしては、①NISA制度の恒久化、②非課税保有期間の無期限化、③累計投資上限の新設、④従来の一般NISA・つみたてNISAの一体化、⑤年間投資上限・累計投資上限の枠拡大、⑥累計投資枠の復活、⑦成長投資枠（従来の一般NISA）における投資対象の制約が挙げられる。
- 恒久化と非課税保有期間の無期限化により、NISAはシンプルで理解しやすい制度となる。年間360万円、累計1,800万円の非課税額の水準は、現役世代が積立投資をするだけでなく、高齢者が退職金を活用する際に利用でき、海外の諸制度と遜色ないものになったと評価できる。NISAの改正に加え、資産所得倍増プランに掲げられた、金融経済教育の充実など、投資未経験者を投資に踏み出せるようにする施策を実施すれば、政府目標の5年間でのNISA口座とNISAの累計買付額の倍増は実現可能だろう。

[目次]

1. 令和5年度与党税制改正大綱におけるNISA抜本的拡充・恒久化・・・2ページ
2. 改正後のNISAの構造・・・3ページ
「つみたて投資枠」と「成長投資枠」が設けられ制度は一体化
累計投資枠は売却により再利用可能に成長投資枠は投資先に一部制約が設けられる
3. 非課税枠拡大の評価～海外制度と遜色ない水準に～・・・5ページ
年間投資上限額
累計投資上限額
4. 資産所得倍増への期待・・・6ページ

1. 令和5年度与党税制改正大綱におけるNISA抜本的拡充・恒久化

自由民主党・公明党は2022年12月16日に「令和5年度与党税制改正大綱」（以下、大綱）を公表した。大綱では、『資産所得倍増プラン』の実現に向け、『貯蓄から投資へ』の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備することが極めて重要である」として、NISA制度を抜本的拡充・恒久化とした。

改正後のNISAの主なポイントとしては、①NISA制度の恒久化、②非課税保有期間の無期限化、③累計投資上限の新設、④従来的一般NISA・つみたてNISAの一体化、⑤年間投資上限・累計投資上限の枠拡大、⑥累計投資枠の復活、⑦成長投資枠（従来的一般NISA）における投資対象の制約が挙げられる（図表1）。

制度の恒久化、非課税保有期間の無期限化、累計投資上限の新設、非課税枠の拡大の方針については、2022年11月28日に決定された資産所得倍増プラン¹で明らかになっていた。本稿では、大綱により新たに明らかになった事項を中心に解説していく。

改正後のNISAは2024年から利用開始となる予定だ。現行の一般NISAとつみたてNISAについては、2023年末で買付が終了となる一方で、現行制度の非課税口座内にある商品については、改正後のNISAの枠外で現行の取り扱い（非課税期間：一般NISA5年、つみたてNISA20年）で運用を継続できることとされた。なお、金融庁はつみたてNISAを未成年も利用可にすることを要望していたが、大綱ではこの点には言及がなく、未成年者は改正後のNISAを利用できないものと考えられる。

図表1 令和5年度与党税制改正大綱におけるNISA抜本的拡充・恒久化の内容

	現行制度			令和5年度与党税制改正大綱		資産所得倍増プランでの言及
	つみたてNISA	一般NISA	ジュニアNISA	つみたて投資枠	成長投資枠	
対象者	成年限定			成年限定		
制度間の関係	一般NISAかつみたてNISAのいずれかを選択			成長投資枠は「つみたてNISA」に含まれ、 いずれも利用可能 に		言及なし
投資対象	金融庁に届出された長期投資に向く公募株式投資、ETFのみ	上場株式、公募株式投資、上場REIT、ETF等の全般		金融庁に届出された長期投資に向く公募株式投資、ETFのみ	上場株式、公募株式投資、上場REIT、ETF等の全般（注：制限あり）	
投資手法	積立投資のみ	自由		積立投資のみ	自由	
制度実施期間（投資可能な期間）	2042年まで	2023年まで		恒久化		
非課税保有期間	20年間	5年間		無期限化		言及あり
非課税枠（投資上限）	年間投資額は上限あり・累計投資額は上限なし（年間投資額×非課税保有期間が実質的な累計投資額上限となる）			年間投資額と累計投資額の両方に上限を設定（年間投資額の上限内でも累計投資額上限を超える投資は不可）		
年間上限	40万円	120万円	80万円	120万円（A）	Aとは別枠で240万円	
累計上限	実質800万円（40万円×20年）	実質600万円（120万円×5年）	実質400万円（80万円×5年）	1,800万円（B） Bの内枠で1,200万円		言及なし
売却した場合の扱い	・年間非課税枠は復活しない （累計非課税枠も実質復活しない）			・年間非課税枠は復活しない ・ 累計非課税枠は復活する		
払出制限	なし		あり	なし		

（注）整理銘柄・監視銘柄および信託期間20年未満の投信、レバレッジ投信、毎月分配型投信については対象から除外される。

（出所）自由民主党・公明党「令和5年度与党税制改正大綱」より大和総研作成

¹ 是枝俊悟・藤原翼『資産所得倍増プラン』により家計の資産形成は大きく前進する見通し（2022年12月8日、大和総研レポート）を参照

2. 改正後のNISAの構造

「つみたて投資枠」と「成長投資枠」が設けられ制度は一体化

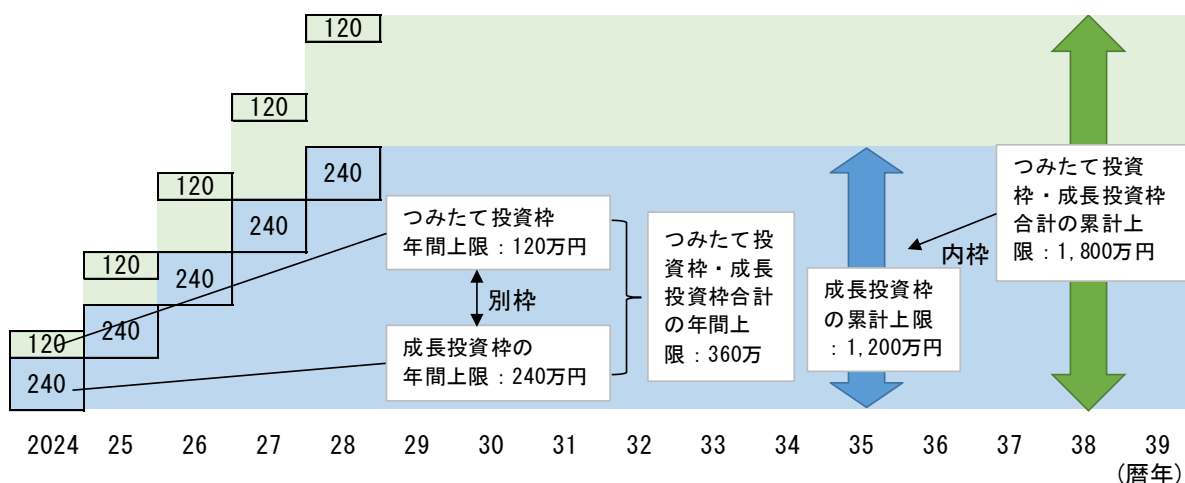
大綱で示された改正後のNISAの基本構造は、金融庁が2022年8月31日に公表した「令和5(2023)年度税制改正要望について」に沿った内容となった²。

現行の一般NISAとつみたてNISAは一つの制度に統合することとなった。具体的には、従来のつみたてNISAを引き継ぐ「**つみたて投資枠**」、従来の一般NISAを引き継ぐ「**成長投資枠**」を設け、これら2つの枠は併用可とした。現行制度は併用不可であったため、投資未経験者がつみたてNISAで投資を始め、投資経験を積んでから、個別株にも投資できる一般NISAも併せて利用する、ということはできなかったが、改正後のNISAではそれが可能となる。

年間投資上限額は、それぞれ別枠で設けられており、つみたて投資枠が年間120万円、成長投資枠が年間240万円となっている。これらを併用することで計年間360万円までの投資が可能となる。

また、資産所得倍増プランでも既に言及されていたように、非課税保有期間の無期限化を受け、累計投資額が青天井になることを防ぐために、累計投資上限が設けられた。累計投資上限額はNISA制度全体（つみたて投資枠と成長投資枠の合計）で1,800万円、成長投資枠はNISA制度全体の内枠として1,200万円となった(図表2)。

図表2 年間・累計の投資上限の関係



(出所) 自由民主党・公明党「令和5年度与党税制改正大綱」より大和総研作成

累計投資枠は売却により再利用可能に

累計投資上限の導入は資産所得倍増プランにより明らかになっていましたが、売却により累計投

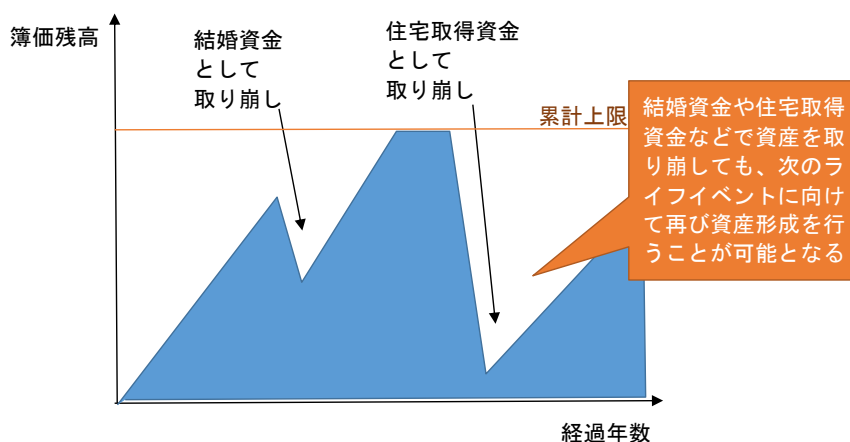
² 是枝俊悟「金融庁のNISA抜本的拡充要望と今後の展望」(2022年9月2日、大和総研レポート)を参照

資枠が復活するか、使い切りになるかが注目されていた。公表された大綱では、NISA で買い付けた投資信託や上場株式などの簿価残高につき上限金額内であることを求めることとし、売却した場合は、その簿価の分だけ累計投資枠が復活する制度になることが明らかになった。

累計投資枠が売却により復活することで、NISA は結婚資金、住宅資金、子どもの教育資金などライフステージに応じて必要となる資金を運用しながら形成し、一度取り崩した後もまた次のライフイベントに向けて資産形成を再開するといった柔軟な使い方ができることとなる(図表3)。また、運用ポートフォリオのリバランスについても行いやすくなると考えられる。

なお、年間投資枠については大綱に言及がないため現行制度と同様使い切りの仕組みが維持されるものと考えられる。累計投資枠が復活できるとしても、1年間に買付できる金額は限られているため、NISA が短期売買に活用される可能性は低いとみられる。

図表3 累計投資枠再利用のイメージ



(出所)大和総研作成

成長投資枠は投資先に一部制約が設けられる

なお、新たに設けられた「成長投資枠」の投資対象につき、基本的には現行の一般NISAと同様に、上場株式、公募株式投信、上場REIT、ETF等の全般が認められると考えられるが、大綱では、一部制約を設けるとしている。具体的には、整理銘柄・監理銘柄、信託期間20年未満の投信、高レバレッジ投資信託等のハイリスク商品、毎月分配型投信は対象外となる。

整理銘柄・監理銘柄、高レバレッジ投資信託等のハイリスク商品の除外は、現行法において2024年に施行予定となっていた「新NISA」の2階部分(一般NISA的な制度)でも除外される予定となっていたものであり、今回の「成長投資枠」でも除外されるのは既定路線であった。大綱により、新たに除外される方針が示されたのは、信託期間20年未満の投信と毎月分配型投信である。

毎月分配型投信については、分配金の原資として元本の取り崩しが行われる可能性があり、資産形成に向かないとの指摘がこれまでであった。退職世代など取り崩し期にある場合等にはニー

ズがあるものの、NISA を資産形成のための制度と位置付けるため、対象外になったと考えられる。

また、10 年など比較的短い信託期間設定であることが多いテーマ型投信についても、信託期間の条件により、成長投資枠の対象外になるケースが多いとみられる。

3. 非課税枠拡大の評価～海外制度と遜色ない水準に～

年間投資上限額

大和総研は試算³により、中間層の資産所得倍増の実現には、①NISA 口座の開設意向のある世帯が実際に NISA を利用できるようにする、②つみたて NISA ベースで現状の 3 倍以上の年間投資上限額を用意する、という 2 点が重要であるという旨を指摘していた。今回の改正では、つみたて投資枠が従来をつみたて NISA の 3 倍の 120 万円となり、試算で示された水準をクリアしている。

さらに今回の改正では、つみたて投資枠と成長投資枠を併用できるようになった。成長投資枠の年間投資上限は従来的一般 NISA (年間 120 万円) の 2 倍の 240 万円となったことから、NISA 制度全体の年間投資上限は 360 万円となった。

資産所得倍増プランでは、「貯蓄から投資を実現するためには、預貯金の過半を保有する高齢者の投資を促し、高齢者にとって望ましい資産ポートフォリオ・資産配分実現のためにも一般 NISA の投資上限を拡大することが必要である。」としており、投資余力の大きい高齢者による投資拡大への期待も込められていた。年間 360 万円の投資が可能となったことにより、退職前後世代あるいは 60 歳以上によるキャッチアップ投資を行うのに十分な水準になったと評価できる。

また 360 万円という水準は、大綱にも言及されている通り、英国の ISA 制度の年間投資枠約 335 万円を上回る規模になっている。

累計投資上限額

英国、フランス、米国の類似の資産形成支援制度を参考にすると、金融資産額につき下位から 75%～90%程度まで、所得では下位から 80%～90%程度までの世帯が保有する金融資産の全額を資産形成支援制度でカバーしている。大和総研レポート⁴では、これを日本の金融資産保有状況に照らし合わせると、NISA の累計投資額の上限を 1,600 万円～3,400 万円程度とすることが

³ [是枝俊悟・藤原翼「NISA の抜本的拡充による中間層の資産所得向上効果の試算」\(2022 年 8 月 24 日、大和総研レポート\)](#)

⁴ 詳細は以下を参照。

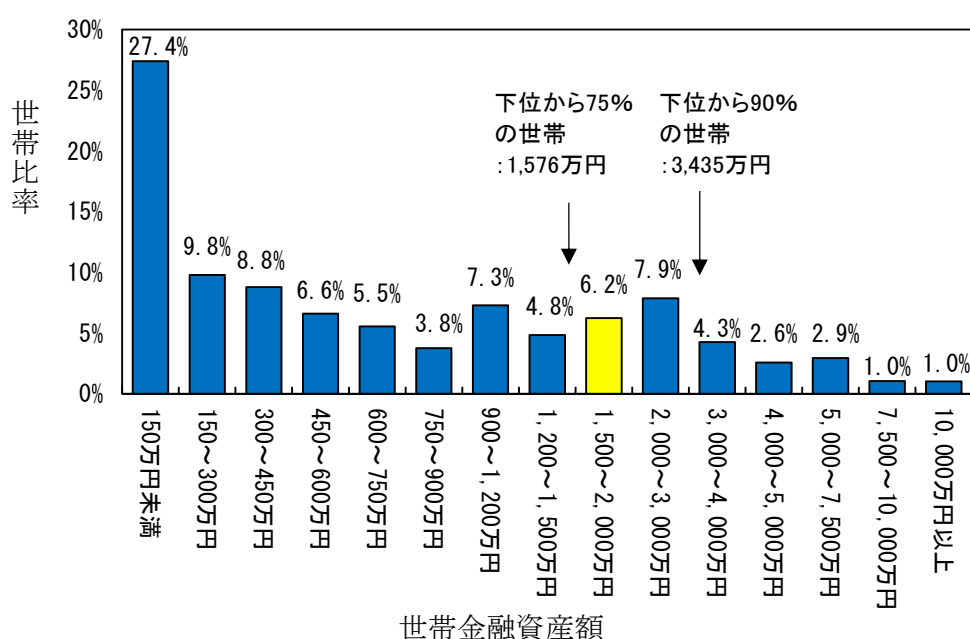
[藤原翼・是枝俊悟「NISA の『累計投資額の上限』をどのように設定すべきか」\(2022 年 10 月 13 日、大和総研レポート\)](#)

示唆される旨を指摘していた(次頁図表 4)。

今回の大綱で示された 1,800 万円は、現行のつみたて NISA の実質的な累計投資上限額であった 800 万円の 2 倍以上の水準となった。また、1,800 万円は上記 1,600 万円～3,400 万円程度のレンジに収まっており、海外制度と比較しても遜色ない規模になったと評価できる。

現役層を中心に、現時点の金融資産保有額が 1,800 万円に満たない世帯も多いが、非課税運用期間が無期限となった改正後の NISA においては、短期間で投資を積み上げる必要はない。退職金の活用等も含めた長期の積み上げを前提として設定された金額と捉えるべきだろう。

図表 4 日本の金融資産階級別世帯分布



(注)総世帯ベース。

(出所)総務省「2019年全国家計構造調査」より大和総研作成

また、累計投資上限額 1,800 万円の枠として、成長投資枠の累計投資上限額が 1200 万円に設定された。現行の一般 NISA の実質的な累計投資上限額が 600 万円 (年間 120 万円×5 年) であったが、今回の改正で倍増された。成長投資枠については、「(前略)企業の成長投資につながる家計から資本市場への資金の流れを一層強力に後押しにする観点から」設けた旨が大綱に明示されており、成長投資枠の累計上限額が高く設定されたことは、国内株式への資金流入に対する期待が込められているとみられる。

4. 資産所得倍増への期待

今回の NISA 改正を総括すれば、簡素で分かりやすく、資産所得倍増を実現しうる制度になったと考えられる。また、大規模な改正となったことで、アナウンスメント効果も大きいものと期

待される。

資産所得倍増プランで掲げられた、NISA の口座数と累計買付額をそれぞれ 5 年で 2 倍にするという目標を達成するには、新たに投資を始める人たちが継続的に増加していくことが不可欠だ。そのためには、投資未経験者の知識不足の解消や不安を払拭するための取り組みも重要となる。資産所得倍増プランで掲げられた金融経済教育の推進や中立的なアドバイス提供の仕組みの創設⁵等を進めていくことが必要だろう。

NISA 改正を含めたこれらの取り組みにより、家計の「貯蓄から投資へ」とそれによる資産所得倍増が達成されるのか、注目していきたい。

⁵ [森駿介・斎藤航「新たなアドバイザー認定制度と金融リテラシー向上を巡る議論」\(2022年12月20日、大和総研レポート\)](#)